

平成25年9月30日

衆議院法務委員長
石田 真敏 様

公益社団法人	日本精神神経学会	理事長	武田 雅俊
一般社団法人	日本てんかん学会	理事長	兼子 直
	日本うつ病学会	理事長	神庭 重信
	日本認知症学会	理事長	森 啓
特定非営利活動法人	日本不整脈学会	会 頭	奥村 謙
一般社団法人	日本睡眠学会	理事長	伊藤 洋
一般社団法人	日本神経学会	代表理事	水澤 英洋

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に関する

要 望 書

政府は平成25年6月19日、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」を衆議院法務委員会に提出しました。

同法は危険運転致死傷罪の対象として一定の病気（6疾患^{注1}）を取り上げる予定とされていますが（法第三条の2）、これらの疾患による事故率が他の要因と比較して高いという医学的根拠はありません^{注2}。同法は法の下での平等に反し^{注3}、疾患に対する差別を助長し、疾患の早期発見・適切な治療を妨げるものです^{注4}。

また、「正常な運転に支障を与えるおそれがある」という曖昧な適用要件は、これらの病気を有する人にいたずらに不安を与え、社会生活に重大な影響を与えます。

以上より私たちは、以下を求めます。

記

1. 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」から一定の病気に関する条項を削除すべきである
2. 病気、並びにその程度と、運転技能及び交通事故との関係を科学的に明らかにすべきである

以上

注 1：統合失調症、てんかん、再発性失神、無自覚性の低血糖症、躁うつ病（法令において「躁うつ病」はうつ病と双極性障害を含む）、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

注 2：平成 23 年度の全交通事故 691937 件のうち発作・急病による事故は 266 件で、うちわけはてんかん 78 件、心臓マヒ 22 件、脳血管障害 61 件、その他 105 件で、それ以外の病気による事故の統計はない。事故全体に対してごく一部である（平成 23 年度交通事故統計年報：交通事故総合分析センターより）。

注 3：道路交通法 66 条には、過労、病気、薬物の影響による運転の禁止が定められているにもかかわらず、過労運転だけが本法の対象から除外されている

注 4：すでに治療を受けている患者のみならず、新たに発病した人も運転の制限を恐れて受診しない人が増える危険性がある。もともと受診率の低い病気の場合、早期発見の努力が、かならずしも患者の利益につながらないと受け止められる危険性がある。